

# 山梨県公報

第二百十九号

令和三年

九月二日

木曜日

## 目次

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 告示                |     |
| ○土地改良区の定款の一部変更の認可 | 四五三 |
| ○道路の区域変更          | 四五三 |
| 公告                |     |
| ○令和三年度後期技能検定の実施   | 四五三 |
| ○国土調査の成果の認証(六件)   | 四五七 |
| ○屋外広告物講習会の開催の一部変更 | 四五八 |
| ○公共測量の終了          | 四五八 |

## 告示

**山梨県告示第二百三十五号**  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和三年八月二十四日朝穂堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。  
令和三年九月二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

## 山梨県告示第二百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和三年九月二十四日まで一般の縦覧に供する。  
令和三年九月二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲府中央右左口線
- 道路の区域

## 公告

●令和三年度後期技能検定の実施  
職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。  
令和三年九月二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

### 一 実施職種

- 特級 特級の検定職種のうち後期(令和三年十月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。)に実施するものは、鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造とする。

- 一級及び二級 一級及び二級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。ただし、時計修理職種の実技試験は、実施しない。

| 区間  | 旧新の別 | 敷地の幅員(メートル)                   | 延長(メートル)       |
|---|------|-------------------------------|----------------|
| 甲府市大津町字高町一〇八八番八地先から<br>甲府市大津町字高町一〇八八番九地先まで  | 旧    | 二四・八<br>三四・八                  | 三〇一・六          |
| 甲府市大津町字高町一〇八八番八地先から<br>甲府市大津町字八反田二三〇二番一地先まで | 新    | 二四・八<br>三四・八<br>一〇・八<br>三六一・四 | 三〇一・六<br>八七七・五 |

|           |  |         |                  |                                |          |      |           |                          |                            |      |          |        |
|-----------|--|---------|------------------|--------------------------------|----------|------|-----------|--------------------------|----------------------------|------|----------|--------|
| 検定職種      | さく井                                      | 金属溶解    | 金型製作             | 工場板金                           | 金属ばね製造   | 機械検査 | 電気機器組立て   | 半導体製品製造                  | プリント配線板製造                  | 時計修理 | 空気圧装置組立て | 農業機械整備 |
| 学科試験の選択科目 | パーカッション式さく井施工法<br>ロータリー式さく井施工法           | 鑄鉄溶解作業法 | プレス金型製作・金属プレス加工法 | 機械板金加工法<br>数値制御タレットパンチプレス板金加工法 | 薄板ばね製造法  | なし   | シーケンス制御法  | 集積回路チップ製造法<br>集積回路組立て法   | プリント配線板設計法<br>プリント配線板製造法   | なし   | なし       | なし     |
| 実技試験の選択科目 | パーカッション式さく井工事<br>作業<br>ロータリー式さく井工事<br>作業 | 鑄鉄溶解作業  | プレス金型製作作業        | 機械板金作業<br>数値制御タレットパンチプレス板金作業   | 薄板ばね製造作業 | なし   | シーケンス制御作業 | 集積回路チップ製造作業<br>集積回路組立て作業 | プリント配線板設計作業<br>プリント配線板製造作業 | なし   | なし       | なし     |

|                |    |             |              |       |        |      |    |      |    |       |    |    |         |        |      |    |      |                      |                |    |      |  |               |    |               |       |           |      |    |    |
|----------------|----|-------------|--------------|-------|--------|------|----|------|----|-------|----|----|---------|--------|------|----|------|----------------------|----------------|----|------|--|---------------|----|---------------|-------|-----------|------|----|----|
| 冷凍空気調和機器<br>施工 | なし | 婦人子供既製服装製造法 | 婦人子供既製服装縫製作業 | 石材加工法 | 石材加工作業 | パン製造 | なし | 建築大工 | なし | かわらぶき | なし | 配管 | 建築配管施工法 | 建築配管作業 | 型枠施工 | なし | 鉄筋施工 | 鉄筋施工図作成作業<br>鉄筋組立て作業 | コンクリート圧送<br>施工 | なし | 防水施工 | 塩化ビニル系シート防水施工<br>改質アスファルトシート<br>トーチ工法防水施工法 | 樹脂接着剤注入<br>施工 | なし | 機械・プラント製<br>図 | 機械製図法 | 機械製図CAD作業 | 電気製図 | なし | なし |
|----------------|----|-------------|--------------|-------|--------|------|----|------|----|-------|----|----|---------|--------|------|----|------|----------------------|----------------|----|------|--|---------------|----|---------------|-------|-----------|------|----|----|

|      |       |        |
|------|-------|--------|
| 印章彫刻 | 木口彫刻法 | 木口彫刻作業 |
| 塗装   | 銅橋塗装法 | 銅橋塗装作業 |

3 三級 三級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。ただし、時計修理職種の实技試験は、実施しない。

|                |                          |                            |
|----------------|--------------------------|----------------------------|
| 検定職種           | 学科試験の選択科目                | 実技試験の選択科目                  |
| 機械加工           | 旋盤加工法                    | 普通旋盤作業                     |
| 機械検査           | なし                       | なし                         |
| 電子機器組立て        | なし                       | なし                         |
| 電気機器組立て        | シーケンス制御法                 | シーケンス制御作業                  |
| プリント配線板製造      | プリント配線板設計法<br>プリント配線板製造法 | プリント配線板設計作業<br>プリント配線板製造作業 |
| 時計修理           | なし                       | なし                         |
| 冷凍空気調和機器<br>施工 | なし                       | なし                         |
| 家具製作           | なし                       | なし                         |
| 建築大工           | なし                       | なし                         |
| かわらぶき          | なし                       | なし                         |

|                |         |                      |
|----------------|---------|----------------------|
| 配管             | 建築配管施工法 | 建築配管作業               |
| 型枠施工           | なし      | なし                   |
| 鉄筋施工           | なし      | 鉄筋施工図作成作業<br>鉄筋組立て作業 |
| テクニカルイラストレーション | なし      | テクニカルイラストレーションCAD作業  |
| 機械・プラント製<br>図  | なし      | 機械製図CAD作業            |
| 電気製図           | なし      | なし                   |
| 貴金属装身具製作       | なし      | なし                   |

4 単一等級 単一等級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

|        |           |           |
|--------|-----------|-----------|
| 検定職種   | 学科試験の選択科目 | 実技試験の選択科目 |
| 電子回路接続 | なし        | なし        |

二 試験の方法 実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日 令和三年十二月三日(金)から令和四年二月十三日(日)までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 令和三年十一月二十六日(金)から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内)において行う。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験  
(一) 実施期日

| 職種   | 実施期日          |
|--|---------------|
| <p>1 一級及び二級 金属溶解 機械検査 電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型枠施工</p> <p>2 三級 電気機器組立て 配管 型枠施工</p>  | 令和四年一月二十三日(日) |
| <p>1 特級 鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造</p> <p>2 一級及び二級 さく井 金型製作 工場板金 時計修理 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 パン製造 防水施工 機械・プラント製図 印章彫刻</p> <p>3 三級 時計修理 冷凍空気調和機器施工 家具製作 機械・プラント製図 貴金属装身具製作</p> | 令和四年一月三十日(日)  |
| <p>1 一級及び二級 金属ばね製造 半導体製品製造 プリント配線板製造 空気圧装置組立て 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 樹脂接着剤注入施工 電気製図 塗装</p> <p>2 三級 機械加工 機械検査 電子機器組立て プリント配線板製造 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 テクニカルイラストレーション 電気製図</p> <p>3 単一等級 電子回路接続</p>  | 令和四年二月六日(日)   |

(二) 実施場所 甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書
  - (二) 次のいずれかの本人確認書類の写し
    - (1) 運転免許証又は個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。)
    - (2) 特別永住者証明書又は在留カード
    - (3) 健康保険被保険者証
    - (4) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)
    - (5) 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)
    - (6) その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)
- (三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- 2 試験手数料
- (一) 実技試験
- (1) (2)から(4)までに掲げる者以外の者 一の検定職種につき一万八千二百円
  - (2) 二級又は三級を受けようとする者であつて、令和三年四月一日において三五歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者並びに(3)及び(4)に掲げる者を除く。)
  - (3) 一の検定職種につき九千二百円
  - (4) 二級又は三級を受けようとする在校生(職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練(省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。)を受けている者若しくは同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練(省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。))を受けている者(現に雇用されている者を除く。)
  - (5) 又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)、大学、高等専門学校若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。(4)において同じ。(4)に掲げる者を除く。)
  - (6) 一の検定職種につき一万二千円
  - (7) 二級又は三級を受けようとする在校生であつて、令和三年四月一日において

三十五歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）一の検定職種につき三千百円

(二) 学科試験 一の検定職種につき三千百円

3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間 令和三年十月四日（月）から同月十五日（金）まで

5 提出先 甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター山梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、宛先を記入し、百二十円分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること（受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。）。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

#### 五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知 合格者については、令和四年三月十一日（金）に山梨県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページに掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付 特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課（電話〇五五―二二三―一五六六）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

#### ● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり

り国土調査の成果を認証した。

令和三年九月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 富士吉田市
- 二 調査を行った時期 平成二十五年六月二十六日から平成二十七年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 富士吉田市上吉田東八丁目及び九丁目の各一部
- 五 認証年月日 令和三年八月二十四日

#### ● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和三年九月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 山梨市
- 二 調査を行った時期 平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 山梨市牧丘町西保中の一部
- 五 認証年月日 令和三年八月二十四日

#### ● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和三年九月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 大月市
- 二 調査を行った時期 平成二十五年五月二十三日から平成二十七年三月四日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 大月市御太刀一丁目、二丁目、駒橋一丁目及び二丁目の各一部
- 五 認証年月日 令和三年八月二十四日

#### ● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和三年九月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 甲州市
- 二 調査を行った時期 平成二十八年七月二十九日から平成三十年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 甲州市塩山牛奥の一部
- 五 認証年月日 令和三年八月二十四日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和三年九月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 甲州市
- 二 調査を行った時期 令和元年九月十七日から令和三年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 甲州市塩山下小田原の一部
- 五 認証年月日 令和三年八月二十四日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和三年九月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 身延町
- 二 調査を行った時期 平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南巨摩郡身延町大字小田船原及び門野の各一部
- 五 認証年月日 令和三年八月二十四日

● 屋外広告物講習会の開催の一部変更

令和三年六月十日付けで公告した屋外広告物講習会の開催についての公告を次のとおり変更する。

令和三年九月二日

- 一 一の開催日時を次のとおり変更する。
- 一 開催日時 詳細は、決定次第、公告する。

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年九月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 山梨県韮崎市清哲町水上地先外
- 三 測量の期間 令和三年三月二十九日から令和三年八月二日まで